

宿泊約款

【適用範囲】

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

(2) 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- ④ その他当ホテルが必要と認める事項

(2) 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明した時は、この限りではありません。

- (2) 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。
- (3) 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- (4) 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを必要としないこととする特約】

第4条 前第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条 当ホテルは次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申込みがこの約款によらない時。
- ② 満室により客室の余裕がない時。
- ③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時。
- ④ 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められる時。
- ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない時。
- ⑦ 宿泊しようとする者が泥酔者等、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。（鳥取県旅館業法施行条例第7条の規定にもとづく）

【宿泊客の契約解除権】

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。

- (2) 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求める場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合には、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
- (3) 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

【当ホテルの契約解除権】

第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することができます。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は同行為をしたと認められる時。
 - ② 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる時。
 - ③ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時。
 - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない時。
 - ⑤ 鳥取県条例第7条の規定する場合に該当する時。
 - ⑥ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わない時。
- (2) 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録させていただきます。

- ① 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - ② 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ③ 出発日及び出発予定時刻
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
- (2) 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- ① 午後2時までは基本室料の30%
- ② 午後3時までは基本室料の50%
- ③ 午後3時以降は基本室料の100%

【利用規則の遵守】

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内致します。

- | | |
|---|---|
| ① フロント・キャッシャー等サービス時間
イ. 門 限 24時間
ロ. フロントサービス 24時間 | ② 飲食等(施設)サービス時間
イ. 朝 食 7:00~10:00
ロ. 昼 食 11:30~14:00
ハ. 夕 食 17:00~21:30
ニ. その他の飲食等
ティーラウンジ 10:00~19:00 |
|---|---|

(2) 前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することができます。その場合には適当な方法を持ってお知らせします。

宿泊約款

【料金の支払い】

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- (2) 前項の宿泊料金等の支払いは通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- (3) 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。
- (2) 当ホテルは、消防機関から適マーカを受領しておりますが、万一の火災等に対応する為、賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができない時の取扱い】

- 第14条 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- (2) 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は、違約金相当の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

- (2) 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた時は、当ホテルはその損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

- (2) 宿泊客がチェックインしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当該所有者に連絡をするとともにその支持を求めるものとします。

ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、発券日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。

- (3) 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては、同条第2項の規定に準ずるものとします。

【駐車の責任】

- 第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託のに如可にかかわらず、当ホテルは場所はお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

ホテルモナーク鳥取 利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全確保の為、宿泊約款第10条に基づき下記の諸規則をお守り頂く事になっております。
この規則をお守り頂けない時は、宿泊の継続及び館内諸施設の利用をお断りさせて頂く事もあります。

記

- (1) 客室を宿泊及び飲食以外の目的にご使用なさらないで下さい。
(2) 館内に許可なくして飲食物をお持ちに、又は外部から出前をお取りにならないで下さい。
(3) 廊下及び客室内でアイロン及び暖房用、炊事用等の火器をご使用にならないで下さい。
(4) ベッドの中で喫煙なさらないで下さい。
(5) 窓の施錠を操作して開放なさらないで下さい。
(6) 客室内でのご面会はご遠慮頂いております。
1Fロビーをご利用下さいようお願い致します。
(7) 館内及び客室内の備品を所定の位置からみだりに移動なさらないで下さい。
(8) 館内及び客室内の現状をホテルの許可なく変更するような加工をなさらないで下さい。
(9) 館内の次の如きものをお持ち込みにならないで下さい。
イ 愛玩の動物・鳥類等(但し盲導犬は除く)
ロ 悪臭を発するもの
ハ 常識的な量を超える物品
ニ 許可証のない銃砲、刀剣等
ホ 発火又は引火しやすい火薬・揮発油類等
(10) 館内及び客室内で高声、放歌・泥酔及び喧騒な行為その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりしないで下さい。
(11) 館内及び客室内で賭博や公序風俗に反する行為をなさらないで下さい。
(12) 館内で許可なくして、他のお客様に広告物の配布や物品の販売等をなさらないで下さい。
(13) 廊下やロビー等に所持品を放置なさらないで下さい。
(14) 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断り致します。
(15) 客室内や浴室での髪染め等の行為は固くお断り致します。退室後、行為が判明した際はその実費を弁償して頂くことがありますのでご了承ください。

別表第1 宿泊料金の算定方法

(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

内 容		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(1)	宿泊料金(2)
① 基本室料 室料(又は室料+タ・朝食料) ② サービス料(①×10%) ③ 税金 イ. 消費税 ロ. 特別地方消費税 ハ. 入湯税	④ 飲食料及びその他の利用料金 ⑤ サービス料(④×10%) ⑥ 税金 二. 消費税 ホ. 特別地方消費税	

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知をうけた日	不	当	前	9日前	20日前
		泊	日	日		
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかるなく、1日分(初日)の違約金を收受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金は頂きません。

宿泊約款 追記

【宿泊契約締結の拒否】

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- ⑤ 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を認められたとき。
 - ⑥ 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき。
 - ⑦ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

【当ホテルの契約解除権】

- 第7条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
- ③ 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を認められたとき。
 - ⑦ 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - ⑧ 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。